

勘定になる。どうしてこのように食い違っているかについては、第一節第二項「高い小作料」の項の記述で明らかであろう。貢租は検地帳面積に課せられるから、実面積が検地帳面積より大きい場合は、その分はまるまる農民の取り分となる。そしてその分は地主のものなのである。すなわち、小作料は実面積に課せられているからである。貢租を負担せずに済む余歩の存在によって、ようやく地主は収納高のほぼ半分を自らのものとすることができた。

4 明和の一揆

一〇か村の庄屋、江戸時代に出石藩領内で起こった一揆は三回あった。最初は一六九六年（元禄九）、小出一揆を発起 家断絶によって生じた銀札不安から起こった札場打ちこわしである。二回目は一七六八年（明和五）下郷一三か村の強訴、三回目は一八三〇年（文政二三）の下郷一揆である。元禄九年の騒擾はむしろ過発的の事件と理解されよう。貢租の重課に反抗して起こった本格的な一揆はあとの二回である。それはいずれも下郷を舞台にしている。すると、出石藩領の一揆は、下郷だけに起こったといっても過言ではなからう。

前項に述べた下郷の苦悩が、せつせつと身に迫ってくる思いがする。

文政一三年の一揆については、後に述べることになるので、本項では一七六八年（明和五）のそれについて、少し詳しく述べておきたい。同年から翌年にかけては全国的に一揆が高揚するのであるが、とくに上方筋を中心が多発した。出石藩領においても、その例証が表れたわけである。

一七六八年は洪水にたびたび見舞われ、作柄は悪かった。まず七月二二日に出水があつて、出石大橋で常



写真 247 下郷東組 (小坂田圃)

とが、話題にのぼったと記してある。小作料はもちろん、年貢の場合も刈りあげてしまったなら、もはや減額要求はできないしきりになっていたのである。再検見の用意にと、稲刈りを滞らせたようすが読みとれる。とにかく、太陽暦でいえば一一月下旬にあたるこの年の一〇月中旬ごろ、例年ではだいたい終わっているはずの稲刈りが、まだ済んでいなかったのである。そして年貢減額要求の動きが、下郷においてしだいに盛りあがっていた。

その機運をリードして、一〇月一四日(太陽暦一月三日)、大谷村庄屋小兵衛は、自分宅に下郷の庄屋を

水より一丈二尺(約三・六メートル)の高さにまで増水した。太陽暦に換算すると九月二日にあたる。穂ばらみ期を過ぎた出穂後であるから、壊滅的とまではいかないまでも、時期がまだ早いだけにいちじるしい減収はまぬがれなかったであろう。八月(太陽暦九月一〇日～一〇月一〇日)中にまたまた出水と『岡本家雑集』に記載されているから、さらに追いうちを受けている。当然、同年はいずれの村とも皆無検見願いを出し、減免手続きを経たものと思う。ところが、いざ刈りあげてみると、予想以上に米がないことが分かったので、農民たちは稲刈りを渋ったようである。「下郷拾三ヶ村及嗷訴ニ候付、御詮儀仰付候一件」(西村平八郎家文書)に、香住村の者も同村の庵に集まったことがあるが、そのとき、「刈り揚げ度く候得ども、あまり実も無き故、小作相対出来兼候」というようなこ

集め、一五日の朝、水上村川原に村々から押し出し、減額要求の願書を出そうと提案した。強訴^{ごうそ}である。この会の召集・運営に、小兵衛と申し合わせ、もつとも積極的に動いたのは福居村庄屋甚四郎であった。彼は逃散^{ちよとさん}も呼びかけたほどの急進派であったから、会を終始リードしたであろう。その主張に出席者一〇人のうち七人までが賛成し、強訴決行は一五日と決まった。この会に出席した庄屋は、

大谷村 小兵衛 福居村 甚四郎

三木村 岡次右衛門 伊豆村 儀右衛門

安良村 弥右衛門 田多地村 市三郎

嶋村 幸八 香住村 平三郎

片間村 六兵衛 丸谷村 四郎太夫

の一〇人であった。のちに参会者は全員処罰を受け、小兵衛・甚四郎が入牢、岡次右衛門・儀右衛門・弥右衛門が首鎖、残り五人は手鎖の刑を申し付けられる。大谷村の会合に併行して、上鉢山村庄屋六左衛門の息子十右衛門は、小野谷五か村の庄屋を安良村善光寺に集め、強訴決起を提案していた。そこへ大谷村小兵衛宅より三木村百姓伊右衛門が使者として現れ、小兵衛宅の会議のようを報告し、兩名かかって説得に つとめた。しかし結局、賛成は得られなかったようである。こんなこともあってか、その日の夜になって決行は日延べと決定された。十右衛門のちに首鎖、父六左衛門は息子の行為に連座して手鎖の刑を受ける。

このような動きについての情報は、うすうす藩役人のところへも伝わっていたであろう。一五日に口小野村大庄屋西村弥兵衛が出石役所に出頭したとき、代官が述べた口上にそれが分かる。この日、弥兵衛は、前



写真 248 (安良村) 善光寺

に代官が命じていた稲刈りの促進と年貢米半分の上納方を急がせる件についての状況を報告した。そのとき代官は、下郷にとかく不穏な動きがあるようだから、申し聞かせたいと思う。については惣代として上鉢山村庄屋六左衛門の息子十右衛門・田多地村庄屋市三郎・宮内村庄屋義右衛門を召し連れて、明後一七日に出頭せよ、と命じた。

弥兵衛はこの年、東組一五か村の大庄屋に任命されたところであった。西組一五か村は、三木村の吉右衛門が退役したあと、出石町分大庄屋橋本小左衛門と芦田又右衛門が兼務していたから、このころは出石組と呼ばれていた。弥兵衛は役所を退出し、郷宿に着くと、管内一五か村庄屋へ、明一六日口小野村大庄屋宅において管内庄屋会議を催す旨の回状をしたためた。会の趣旨は村々を落ち着かせ、稲刈りを促進させることであった。一七日には市三郎と十右衛門を連れて出石へ出た。代官も兩人に大庄屋同様の趣旨を話し、稲刈りが済めば、藩から御救い米も下されようと述べ、兩人をして鎮静の役割を果たさせようとつとめた。

組頭クラスによ
その一方で、一揆の計画は着々と進む。中核となったのは、出石組福居村百姓七郎右衛門
の一揆実行会議
門であった。一四日、大谷村庄屋小兵衛宅で決意された庄屋連中による決起の申し合

せが破れたのは、決行が急過ぎて百姓連中の中にじゅうぶん計画が浸透していなかったせいではないか。そこで一五日から村々のいわゆる「下分」の組織化が始まる。七郎右衛門は各村の組頭・本百姓らに呼びかけ

て、その代表ら数人ずつを嶋村の道場(浄土真宗の説教場)に、一五日夜ひそかに集めた。会場あっせんの労をとったのは嶋村忠右衛門である。彼は早くから七郎右衛門と心を合わせて強訴の計画をねり、嶋村農民への呼びかけも積極的であったから、のちに首鎖の罰を受ける。ここで一揆の意志固めをし、細部の計画は翌一六日の夜、福居村の田和各村から一、二名ずつ参会して決めることを約してその夜は別れた。集まった人々は次のとおりである。()内は役職、判明した分だけ記した。

嶋村 直七(組頭)・市三郎(組頭)・善七(明和二年庄屋)・文右衛門(明和二年組頭)

福居村 七郎右衛門(明和二年長百姓)・太右衛門(明和二年組頭)・長七(組頭)

伊豆村 伝兵衛(明和二年百姓惣代)・善太夫(組頭)・善兵衛・文三郎(明和二年組頭)

大谷村 十兵衛(組頭)・岡次郎・伝三郎・彦三郎

片間村 助次郎・弥七・七左衛門・六郎兵衛

丸谷村 三郎右衛門・吉十郎

三木村 伊右衛門・彦左衛門・彦兵衛・平八

庄屋は出席していない。出石組の組頭クラスによる会議であったことが分かる。片間・丸谷・三木の各村でも、出席者の中の誰かは組頭であったに違いない。一四日の庄屋連中の決起計画が不発に終わったので、組頭クラスの者たちによってその立て直しを協議したのであった。このとき参会者たちは、決起を約した誓紙を書き、それに村ごとの名を書き印を押した。連名の形は、「村名ヲ丸クして印判致」とあるから、次ページの写真に見られるような播磨・佐用郡平福の傘連判と同じ形式であっただろう。主謀者を明らかにしな

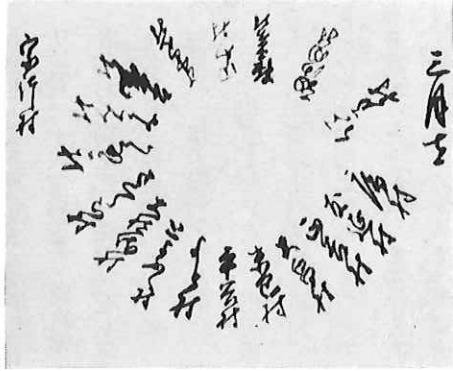


写真 249 傘連判 (神戸市 田住孝氏蔵)

ためである。この文書に印を押す時の参会者の気持ちはどうだったろう。出石藩領において、このときのような本格的な一揆に
取り組んだためしはかつてない。生野代官所支配下の元文一揆
(二七三九年)のときのような敵しい処分があるかもしれない。結
局、この文書は作成に不賛成の者があって、その場で三木村伊右
衛門が焼き捨てた。そして村から代表として一、二名ずつが翌日
福居村の田和へ集まることを確認して散会した。

あくる一六日福居村の七郎右衛門は、田多地村庄屋市三郎方へ
行き、昨夜の会議の経過を話し口小野組の決起を促していた。そ
こへ口小野村における管内庄屋会議へ出席するため同道していた
上鉢山村の十右衛門と安良村弥右衛門とが、道すがら立ち寄った。さっそくに三人を前に七郎右衛門は、同
日夜、決行の日時、準備などを決める会議を福居村田和で開くから、代表をよこしてほしいと頼んだ。三人
は同意した。福居村の田和とは、庄屋甚四郎の屋敷があるあたりであったらしい。現在もその屋敷跡を福居
の人たちは「田和屋敷」と呼んでいる。同夜集まったのは、次の人たちであった。

嶋村 五郎兵衛・半七

丸谷村 利兵衛

福居村 太右衛門・直七

田多地村 新九郎(明和二年庄屋)

七郎右衛門

安良村 徳左衛門(明和二年百姓惣代)

伊豆村 善太夫(明和二年組頭)

上鉢山村 物四郎*

片間村 弥七*

下鉢山村 忠兵衛*

三木村 彦左衛門

香住村 幸次郎*

伊右衛門

大谷村 十兵衛・岡次郎*

(◎は入牢、※は手鎖、*は追し込めの刑をのちに申し付けられた人たち)

それぞれの村の庄屋の内意をうけて出席した者たちで、一揆参加の一二か村全部がそろっているから、この会は実質的な最終の打ち合わせ会であった。そして、一揆の「発端＝無之」会だったのである。福居村の七郎右衛門が提案者となって議事をすすめ、次のことを決めた。

一、一〇月一九日夜から二〇日にかけて押し出す。

二、一揆同盟者としての証明のため、印をつくる。一つは指二本突き出して合言葉をかける。いま一つは、わらじの「あとちをはずし、ごんずにはく」。あとちとは「跡の乳」とも記して、わらじのかかとの部分にある鼻緒はなおを通すための一対の輪のことと思う。「ごんずわらじ」とは藁草履を指す。そこでこの意味は、わらじの鼻緒は足首の後にまでまわして足にくくりつけるような普通の履き方をせず、足首の前で足の甲の上にあげて結ぶ、つまり草履のような履き方をせよ、という意味だったのであろう。

三、願書は次のようにして出す。参加者ひとりひとりが、実の入っていない稲の束、あるいは大豆がらを一把ずつ持ち寄り、それを積み上げ、その塊に竹を突き刺す。竹の頭部には願書を挿し挟んでおき、実の

ない稲・大豆のからと共に願書を出す。

合言葉やわらじの履き方の指定は、攪乱者の混入を防止し、団結を強めるためだったのであろう。のちに藩はこの会の役割を重くみて、全員を処罰した。主謀者となった七郎右衛門は入牢、七郎右衛門につづいて積極的な役割を果たした者は手鎖、ほかは追し込め、と三段階に分けた。

田和会議を指しているのか、この会をカムフラージュするために、ほかの動きがたくらまれたのか、大庄屋西村弥兵衛の手記には、一七日市三郎・十右衛門を伴って出石へ出たとき、「此一六日之夜、出石組之中ニ騒敷義御座候由、てまへ出町御城下表ニテ承り申」と記してある。市三郎・十右衛門は、のちのちの成り行きについては七郎右衛門に聞いて知っていたであろうが、何くわぬ顔で代官の説諭を聞いたのであろう。

一〇月一九 一九日の真夜中を過ぎ、二〇日も午前二時近くになっていたころ、大庄屋西村弥兵衛は城下か

日に決起

らの急飛脚によってたたき起こされた。鉢山村あたりが「もってのほかの騒動致ス由」であ

るから、さっそくに出かけ取り鎮めよ、というのであった。急いで出発し、まず道すがら田多地村に行き通り筋の家々の様子をうかがったところ、なんとなく怪しい雰囲気である。庄屋市三郎の所へ使いをやって呼び出し、「この気配はただごとではないから、よくおさめられよ。組頭中にも申し聞かせ協力しあって、村の者が村外へ出ようとしたなら、極力押しとどめられたい」と命じて安良村へ赴いた。ここでは庄屋弥右衛門が善光寺前まで出迎えていたので、田多地村と同様のことを命じ、急ぎ上鉢山村庄屋六左衛門宅へ行く。そして両組頭をも呼び、村内取り締まりのこと、とくに村外への移動を厳しくおさえること、この旨を下鉢山・香住村へも人を遣わして伝えること、などを命じ、安良村へ引き返そうと六左衛門宅を出た。



写真 250 六方川 橋の右方に倉見村がある

そして村はずれまで来てみると、そこにはすでに大勢が出ていて、先頭は六方川沿いの道を倉見橋詰めあたりまで届いている。庄屋のところでは何も変わった話は聞かなかったから、大庄屋弥兵衛は、まずは落ち着いたものと判断して出てきたところだったから驚いた。すぐに使いを上鉢山村庄屋のもとへ返し、「さて言語同断のこと、そこもとも私も出し抜かれたようだ、まずは差し押さえ、引き戻されよ」と伝え、安良村へ入る。そこで田多地・安良両村庄屋に出会った。両人が言うには、

「私ども二人では手も足も出ず難儀している。もうよっぽだからいっしょに出ようと思う。」

「何といわれる。この二か村はあなた方に鎮め方を頼んだところだ。ちよつとでも先へ出たなら大事であつて、そなたたちの身の上にもかかわることになる。極力留められよ」と弥兵衛は切り返す。両人が留めに出かけたあと、使いを上鉢山村へ送り、上鉢山・下鉢山・香住三か村がだいたいおさまったなら、庄屋中は田多地村に出てこられたいと伝え、弥兵衛は田多地村へ引き取る。間もなく三か村庄屋が出てきて言うには、

「もはやどのように説得しても聞き入れない。是非もないから、皆々そろって打ち出そう。」

そのとき市三郎・弥右衛門が帰ってきた。その報告に、「まずは嶋村あたりに差し留めおいた」というのである。

「それは珍重に存ずる。私は城下に出かけ、ふつつかながらまずは差し押さえていると報告しよう。このあと、どんなにしてもこれ以上先へ出ないよう、差し留めおくようにして欲しい。」

弥兵衛は五か村庄屋中へこう言い残して、野道伝いに宮内村へ移った。

そのころ、安良村から伊豆村を経て嶋村へと通じる道を、両鉢山・香住三か村の者たちが、それこそ「櫛の歯を引くごとく」嶋村あたりをめざしてのぼって行くのが見えた。

当時、宮内村には庄屋が二人いた。一人は金右衛門、一人はもと大庄屋神床市郎右衛門の息子義右衛門である。一七五八年(宝暦八)二月一六日、大庄屋市郎右衛門が退役し、跡役に穴見市場村伊右衛門が就任したとき、宮内村の庄屋には市郎右衛門の息子義右衛門が就任し、組頭には金右衛門・徳右衛門二人のうえに幸次郎・善六が加えられ、四人が年番で勤めることになった(「坪井村庄屋日記」中山三郎家文書)。一七六八年(明和五)ころには、このうち金右衛門が庄屋に昇格していたわけである。弥兵衛が両庄屋の消息を尋ねると、金右衛門は早くから出右に出ており、義右衛門は村方取り締まりのために出かけているというので、弥兵衛は市郎右衛門に会った。そして一揆勢がもし水上村あたりまでも押し出してきたなら、それ以上は進出させられないので、防止のために協力して欲しいと依頼する。ここから宮内村はじめ三宅・森尾・奥小野・口小野五か村の庄屋のもとへ飛脚を送って出町を促す。口小野村庄屋は弥兵衛の息子新次郎であった。

弥兵衛が城下へ出て、役所に情況報告をし、町宿へ落ち着いたところへ、五か村庄屋たちが到着した。様子を聞くと、いよいよ人数を増して嶋村あたりにたむろしている、ということである。そこで金右衛門に、お願い筋があるなら、法を越えない限り聞き届けられるよう努力をするから、庄屋の言うことを聞いて早々



写真 251 一揆が集結した鳥居川原
河川改修で様子は大きく変わった

に引き取るようにとの伝言を託し、交渉に赴かせる。ほかの庄屋らにもすぐそのあとを追わせる。そのあと弥兵衛は代官宅へ立ち寄り、右の経過を報告する。代官もこのころには自宅へ引き揚げていたのであった。次いで引き返してきた金右衛門と同道して、往還筋へ向かう。

大庄屋、一

揆勢と交渉

時刻は二〇日午前一〇時ごろとなっていた。長砂村のはずれにきて見渡すと、鳥居村の川原に大勢の百姓が集まっている。五か村の庄屋に金右衛門を加えてその場へ派遣し、これほど大勢が集まっていることは、お上に対して不届き千万な振る舞いである。願いの筋があるなら、追って御慈悲下さるよう取り持つから引き取るようにと、金右衛門をもって説得させたけれども、百姓たちは聞き入れず、人数は次第に増してきた。昼前ごろになると嶋・福居村など小坂筋は総出となったという。そこで、弥兵衛は出石組両大庄屋といっしょに、長砂村あたりの街道に陣取り、交渉に応じる態勢をかまえた。ときおり大勢が大声あげて氣勢をあげたという。そのうち、水上村川原まで進ませて欲しいとの申し入れがあったが、城下近辺になるからといって許さず、大庄屋・小庄屋相語らってその場を動かなかった。昼過ぎからは森尾・三宅・奥小野・口小野村の庄屋らが見舞いに訪れ、宮内村からは百姓中が入れかわり立ちかわり出てきた。その後、立石村庄屋、三宅村組頭中、奥小野村組頭中、口小野村よりの見舞いの人、町方からは町分大庄屋や弥兵衛に対する見舞いの人らが、次々と訪れた。

日は次第に暮れかかってきた。一揆勢の願いの筋は仲介にあたつた庄屋を通じて大庄屋のもとへ届いていた。その部分を手記から抜き出すと以下のとおりである。

兎角、田畑皆損ニ候へハ、御帳之趣、尤畑方共御心附ケ被成下候様ニ、只今御返事御承知仕度旨申達候、

御帳とは「帳成」の意味で、減免の一つの形式である。無田・無脇の皆無検見を受けた結果、減免を何歩引きと割合を以つて示す場合を「歩引」、減免分を差し引き何斗何升と年貢高を量で示す場合を「帳成」といった。減免額の大きい場合は「帳成」が多かつたようである。また畑については、検見による減免はめつたになつた。むしろ「畑は御引方なき故、(小作料も)よんどころなく申し付ける(宿南村西村治郎兵衛「親子茶吞話」)」とあるように、畑は減免しないことが原則だつた、と理解しておいた方がよからう。一揆勢の要求は、田方については本年の年貢高は「帳成」にして、何石何斗とする。畑方についてもいくらの減免をするということを約束してもらいたい、というのであつた。

これに対して、大庄屋西村弥兵衛・橋本小左衛門・芦田又右衛門の三人は不承知を伝えた。

縦、重御役人様方はニ御座候而も、其旨宜御返事ハ御座有間敷候、まして銘々共左様之義いかで返事に可及、無駄の申事に候、然共筋立御慈悲御憐愍被成下候趣、幾重ニも相願候義ハ、随分々々晝夜ヲ分ケテ精こんを尽、申達仕可遣候、尤御上様御慈悲之程ハ格別不申候得共、手抜なく相頼可申候由、段々申遣し候へ共、唯大勢之義故、兎角談方行届不申哉、何分返事も不仕候、

というありさまであつた。そしてやっと届いてきた返事は、

左様ニ御座候ハハ、右両所被成下候哉之趣、尤彼是茂無之、

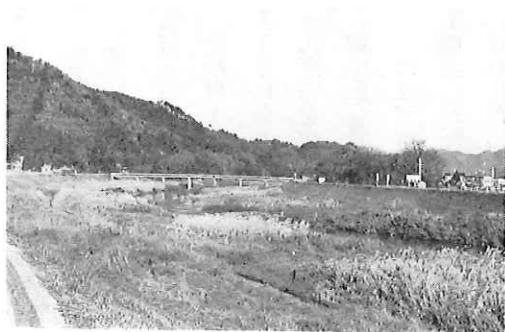


写真 252 水上村川原 (出石川)

すなわち、何もしてもらえないではないか、というのであった。そして、現在地は場所が悪いことを理由に、長砂・水上村川原に移ることを再び要求してきた。大庄屋らは、ほかの庄屋らをも励まし、この儀まかりならぬと踏んばったが、次第々々に一揆勢の圧力は高まってきた。もはやこれまで、この情勢を報告申し上げて引き揚げよう。弥兵衛はいっとききそう考えた。しかし、このまま引き退がれば「恐れながら御上様よりいかようにも仰せ付けなさるべく候」、つまり藩兵が出勤してきて、鎮庄されるという事態になりかねない。そうなったとき、一揆参加の者どもは、「自らが為す業とは申さず、大庄屋衆手短かなる取り方故、かよう

の次第にまかりなり候」と、かえって我々を恨むようになるだろう。何としてでもこの場は防ぎきりたい。弥兵衛は念じた。暮色はいよいよ深くなる。けれども引き揚げる気配はみえない。絶体絶命、しかし最後の交渉をこころみようと、宮内村金右衛門、細見村十左衛門、奥小野村藤次郎らを集会地に送り、一揆参加村々の庄屋らに対し申し入れをした。もはやこれまでと思うので、我々はそなたたちに念押しをしたうえで、引き揚げ、御上様に申し達しようと思う、というのであった。

しばらくして返事が返ってきた。

左様ニ御座候ハハ、何分幾重ニも御慈悲厚く被下候様ニ、両所之御願御取持被成下候ハハ引取可申候、

そこで、大庄屋らは協議の上、

免角、先々も申候通り、法ニ不_レ過義、殊ニ畑方之義ハ別而御願難_ニ申上_一由、唯々御慈悲御憐愍之義ハ随分々々申達可_レ遣、

と答えると、庄屋たちは「この儀承知仕まつり候」と返してきた。このころ大勢はすでに帰り始めていた。

その村々の庄屋に対し、このうえながら心得違いのないよう、とくと申し付け、明日にも勝手次第出頭するように命じる。取り持ちの庄屋らも彼らと同道して引き揚げた。このあとすぐに大庄屋らは経過報告のため代官宅を訪れ、のち宿に着いた。代官らは残らず岩田六右衛門宅に詰めていたが、一揆退散の報を受けると御屋敷（藩主館である御対面所であろう）へ上り、そこから使いをよこして大庄屋らの出頭を求めた。そしていうには、さきほど経過の報告を受けたのであるが、皆々心せいでいた時だったので、報告にも聞き取りにも間違いがなかったとは言いきれぬ。いま一応ゆっくり話させるとの御上の命であるから、もう一度頼むというのであった。この年、藩主仙石政辰は江戸に参勤していたから、御上とは大老仙石三次久長を指しているのだろう。仙石左京の父で、この前の年に大老に就任していた。

話し終わって大庄屋らは、念のため最後に約束した事項について、今夜中にも各村庄屋へ回答しておいた方がよくなるか、と代官にうかがったところ、



写真 253 仙石政辰花押

「然るべくはからえ」ということで、下書きをつくって代官に見せ、承諾を得たのち宿に帰った。真夜中の一二時ごろであった。すぐ浄書にかかり発送したときは午前二時を過ぎていた。文面は次のとおりである。

今日者段々御苦勞ニ存候、然者先刻濟口之様子罷帰候て御代官様江奉申上候間、左様ニ御心得可被成候、村々願筋尚又得斗御承知之上、明早朝御越可被成候、万事其節可申談候、

以上

橋本小左衛門

芦田又右衛門

多根太郎左衛門

西村弥兵衛

十月二十日

一揆に参加した村の庄屋全部に対して、口小野組は弥兵衛が、出石組は小左衛門らが右の回文を回したのであった。

救米給付と一揆収

翌二一日、庄屋らが出頭して「願い筋」のことを陳述していたとき、下辺しもたがひというから両

拾協力者に褒賞

鉢山・香住村辺だったのだろう。そこに再び不穏な動きが現れたという報告が入った。

代官は席を立てて自宅へ引き揚げてしまう。弥兵衛は小左衛門・又右衛門と相談し、庄屋中へ対し、まずは村へ引き取られ、何かが起これば必ずおさめきってほしい。願書は遅くならないようにと言って帰した。その日は晩になってしまったので下書きが完成せず、翌二二日午前四時ごろ、取り次ぎの任を負うて、細見村庄屋十左衛門が願書の下書きを大庄屋らの所へ持ってきた。「もっての外の文言」が含まれていたため、書き直しを命じる。二三日の朝から昼過ぎまでかかって庄屋らは願書の案文を練って作りあげた。かたわら、

代官に、藩閣に好まれそうな文言の教示を受けて進めたので、だいたい「品よく」できた。

乍恐奉願上口上之覚

一 此度下郷御百姓共心得違之仕方、乍恐 御機嫌程恐入奉存上候、併当年柄之義ニ御座候間、厚御憐愍之御慈悲ヲ以、永御百姓取統居申様、偏奉願上候、右願之通被為仰付、被為下候ハハ、生々世々難有仕合奉存上候、以上

口小野組五カ村(一揆参加村)

明和五年
子十月

庄屋名印

岩田六右衛門様

白田八左衛門様

この口上書に組頭・百姓代・長百姓までも判を押すように命じられ、二三日夕方にかけて飛脚が村々を回って判をとり、提出した。出石組村々も同様であった。大庄屋らも一息ついてくつろいでいた。すると午後六時ごろ、小左衛門・弥兵衛に役所から呼び出しがかかった。急いで出頭すると、明二四日午前八時に、このたび減免を願ひ出た村々の庄屋・組頭・百姓代・長百姓ら訴状に印を押した者全部、検見願ひを出してはいたが、このたびの減免願ひには参加しなかった村は庄屋だけ、皆無検見を願った村も庄屋だけ、代官岩田六右衛門宅に出頭せよ、というのであった。すぐ宿へ帰り飛脚を回す。

二四日全員が出そろうと、代官岩田六右衛門・白田八左衛門・西川惣左衛門の三人が登場し、次のような救米・行賞を申し渡した。

一、御慈悲の御救い米六七〇石を兩組へ支給する。

一、このたびの出精を賞して、次の者に褒美を与える

米三俵ずつ 宮内村金右衛門 細見村十左衛門

米一俵ずつ 細見村幸右衛門 鳥居村藤五郎

三木村岡次右衛門 三宅村彦右衛門

森尾村源太夫 立石村権右衛門

奥小野村藤次郎 口小野村新次郎

米二〇石 宮内村 坪井村

立石村 三宅村

このあと大庄屋三人は、庄屋惣代に組頭一人ずつと百姓一人ずつを連れ、次の役人の所へ礼に回った。

郡奉行 岡部長左衛門 森川岡右衛門

工藤仁兵衛

郡目付 太田市右衛門 亀井十郎左衛門

代官 竹村次郎右衛門 岩波半右衛門

岩田六右衛門 臼田八左衛門

中村喜左衛門 西川惣左衛門

御救い米六七〇石の配分は大庄屋らが、金右衛門・十左衛門・岡次右衛門・藤次郎らの意見を入れて素案をつくり、村々庄屋らに提示して、合意を得た上で浄書したが、それが二六日も真夜中を過ぎてしまったの

で、二七日朝早くに代官へ提出した。一覧は表92に掲示した。

褒賞米三俵ずつ与えられた金右衛門・十左衛門は、「此度出精、殊ニ村方能相納候故」、米一俵ずつ与えられた八名は、「此度能取計、品よく相納候由」によって賞された。褒賞の上申は大庄屋が行った。

一揆参加者 一揆参加者の取り調べは一月一日から始まり、一六日午前中に完了、一六日午後二時ごろ処罰 一裁許が申し渡された。

入牢者は三人 大谷村庄屋小兵衛、福居村庄屋甚四郎、福居村百姓七郎右衛門、いずれも主謀者と目された。

首鎖五人 三木村庄屋岡次右衛門・伊豆村庄屋儀右衛門・上鉢山村庄屋六左衛門伴十右衛門・安良村庄屋弥右衛門・嶋村百姓忠右衛門

岡次右衛門はさきに褒賞米一俵与えられた者である。小兵衛宅における一揆の計画には賛成し、村民にもこのことを言い含めたのであるが、執行段階では慎重となり、村民の参加を抑えたので賞罰両用となった。十右衛門は小野組五か村を誘ったこと、忠右衛門は福居村七郎右衛門と協力し、居宅を提供して一揆の計画を練ったことが処罰の理由となった。

手鎖一四人 田多地村市三郎・嶋村幸八・香住村平三郎・片間村六兵衛・丸谷村四郎太夫、以上の庄屋五人は小兵衛宅に集まったためである。首鎖の庄屋らと同罪であるが、その人数が多くなるので、罪一等減じて手鎖に処すという。

福居村直七・嶋村五郎兵衛・伊豆村善太夫・片間村弥七・三木村伊右衛門・丸谷村利兵衛・下鉢山村七右

衛門・大谷村十兵衛、以上八人の本百姓らは、福居村田和に集合した者のなかでも活動家で、うち五人は前日の嶋村道場にも出席している。

上鉢山村庄屋六左衛門は、息子十右衛門の行動を知らながら鎮めようとせず、「頭取同然の始末」故、手鎖とするのであった。

追し込め一三人 福居村太右衛門・嶋村半七・三木村彦左衛門・上鉢山村惣四郎・安良村徳左衛門・香住村幸次郎・田立村新九郎・下鉢山村忠兵衛・大谷村岡次郎、以上九人の百姓は、福居村田和へ集まった者たちであるが、もともと庄屋の下知を受けて出てきたのであるから、追し込めとする。

中谷村庄屋八郎左衛門・同村百姓与惣兵衛・久兵衛・次右衛門の四人は、検見願いを出していない村であるにもかかわらず、隣村の者たちの一揆に加わってまかり出た。詮議の結果、出訴の村々の者とは申し合わせたことはなく、寄り合いにも出席していないから追し込めとする。

減免を訴え出した一二か村、減免を訴えてはいないが一揆には参加した中谷村を加えて、一三か村が、いわゆる「出石藩明和の一揆」の参加村であった。裁許もすみ、ようやく落ち着いた生活に戻った十一月八日夕方のこと、代官から大庄屋のもとへ、明一九日午前八時に出勤するようにとの命が届いた。弥兵衛・小左衛門・又右衛門が役所へ出かけると、代官から、御用繁多にまぎれて処置が遅れてしまったが、一揆に際し宮内村市郎右衛門の行為は奇特であったと承知している。その上申書をいまずぐ提出してもらいたいというのであった。用紙は代官から譲り受け、三人が相談の上、弥兵衛が書きあげた。

一先月廿日下郷御百姓共及騒動ニ候、其御宮内村市郎右衛門義、最初右駄風聞承知仕、早速村方御百姓江も得斗申談、伴義右衛門・弟与右衛門親類共始村方出入之者共迄、若此度御願ニ於罷出しは、自分存念は伴弟たりとも永勘当、親類義絶仕、出入り堅ク差留メ申段、急度申為聞候、自然村方同心不仕候ニ付、他村方押掛ケ申候共、於市郎右衛門は、一宮御神務之諸色御水帳其外御用帳面之外入用無之由ニテ頼存じ候御百姓江右之品々預ケ置、村中末々ニ至ル迄再三申談、菅人茂差出不申居宅ニ差控罷有候、右之趣ニ御座候、以上

十一月廿日

大庄屋代
弥兵衛

岩田六右衛門様

白田八左衛門様

一か月も経たのち、こんな上申がどうしてなされたのだろう。もと大庄屋神床市郎右衛門一家の苦悩が表れているような気がする。大庄屋西村弥兵衛に協力した庄屋のなかに、市郎右衛門の息子宮内村庄屋義右衛門の名はついぞ現れなかった。けれども一〇月一七日代官のもとへ出頭を命ぜられた三人のなかに、義右衛門が含まれている。この日、結局彼は出ず、田多地村市三郎と上鉢山村十右衛門だけが弥兵衛に伴われて出頭している。この二人は一揆の活動家として処罰を受けたことについてはすでに述べた。すると、義右衛門もまた初めのうち彼らと志を同じくし、行動を共にするところがあったのではないか。これを知っていた市郎右衛門が必死と説得につとめ、一揆当日には義



写真 254 大庄屋長屋門(宮内区 神床家)

右衛門を参加させなかった。その打ち明け話を、のちに代官は市郎右衛門から聞かされ、大庄屋西村弥兵衛に上申の手続きをとるよう促したと推定する。

弥兵衛は、一七八一年(天明元)六月二六日に死ぬ。後任大庄屋には、義右衛門が市郎右衛門と名を改めて任命されたことを付け加えておく。

このあと御屋敷において、郡奉行・郡目付臨席のもとに、代官が大庄屋三人に対して、「下郷の者とも出訴仕候ニ付、申談方不行届ニ依、是ニ慎申付候」と宣告した。形式的な処分が発令である。ときに一月一日午後五時、二三日に謹慎赦免が令せられる。

明和一揆の

性格

藩兵との衝突寸前で回避されたこの一揆は、処分は比較的軽く、御救い米も支給されたのであるから、農民にとつては、まずは安堵の結果であつただろう。御救い米六七〇石は貢租の八

パーセントを目安に決めたと代官はもらしている。それは白石町分も含めた貢租高を指しているようである。ちなみに一七二四〜二六年(享保九〜一一)三年平均下郷・町分貢租高は七六八三石六二三合(米七〇七三石九二二合、大豆六〇九石七二一合)であつた。下郷三〇か村夫米・口米合わせた全貢租高に対しては、御救い米六七〇石はおよそ一〇パーセントに当たるようである。これを被害程度の高下に準じて配分したので、減収のいちじるしかった村は、かなりの減収を受けた結果になる。その割合を三木村を例に試算してみよう。

一揆前に定まっていた、同村の本途物成高は一一六石九六四合、すでに四〇パーセント余の減収を受けている。このうえに同村は五三石九一二合の御救い米を支給されたのだから、実質本途物成高は六三石〇五二合であつた。これを満額本途物成高一九七石で除すと、三二パーセント余になる。結局、三木村は同年は七

○パーセント近い減免を受けたわけである。暴発せず、統制とれたままに収拾したことが、この結果を生んだのだろう。そしてこの一揆が、のちのち藩にとっては検見による減免率決定の場合に、どうしても圧力になっただろう。後代になるにつれて減免率漸増の傾向がこれを物語っている。直接的には畑作減免の例が開けたことである。一七七二年(安永元)、「畑作悪作ニ付御敷申上候処、伊豆・福居・嶋・宮内・坪井・安良メ六ヶ村、又鳥居・尾崎・森井・中谷・丸谷・大谷・田多地メ七ヶ村、合十三ヶ村へ銀貳貫目被成下」(『坪井村庄屋日記』)。初めの六か村は貢納大豆一石に付き九匁四分一厘五毛あたり、次の七か村は、八匁五分五厘の割で給付された。翌年の大豆銀納値段は石あたり五三・五匁であった。この値で推すと、一七パーセント前後にあたる。給付によって、畑作についても実質的に減免を行うこととなったわけである。これは一揆の要求項目の一つであった。

さらに一七七五年(安永四)にも、「大豆方江御赦として」、嶋・福居・丸谷・中谷・森井・尾崎・鳥居・田多地・宮内・坪井一〇か村へ米二〇石が給付された。大豆貢納高の割合に応じて坪井村が配分された高は、六斗四升一合であった。しかし畑作減免の例は、そう長くは続かなかった。後に述べる一七八六年(天明六)の例を最後に、「坪井村庄屋日記」(一七五三〜一八〇〇年記載)から、この種の記載は絶える。

統制がとれていたということの一因に、庄屋層主導の一揆であったことが挙げられよう。この一揆には、三回主要な会議があった。その出席者の顔ぶれを見ると、大谷村小兵衛宅に集まったのは庄屋たち、嶋村道場が集まったのは当時の組頭、またかつての組頭・庄屋、福居村田和に集まったのも同様クラスの人たちである。いわば村内の地主階層であって、庄屋・組頭・百姓代の村方三役を交代で勤めあう家筋の者たちであ



写真 255 嶋村道場跡 (現嶋公民館)

る。したがってそれぞれの持ち高も多い。たとえば三木村の場合、一七五七年(宝暦七)の名寄帳によると、庄屋岡次右衛門が五一石九八一合、嶋村道場と福居村田和の会議に出席した伊右衛門は三六石六五五合、彦左衛門は五四石二六六合、嶋村道場だけに出席した彦兵衛は二四石一八二合の所持者である。また香住村の場合、庄屋の平三郎は田井氏で、本節でしばしば引用してきた「家事日録」筆者の父にあたる。

大庄屋らにとっても、一揆参加の庄屋のうちには姻戚関係の人も含まれているであろうほど、日常懇意に付き合ってきた人たちである。なだめる側に回った庄屋・組頭たちも同様である。それぞれの思いは交錯し、長砂村道路上における交渉は、一日中、重苦しい緊張の連続だったであろう。両者に分かれて相対した

庄屋らが、引き揚げには肩を並べてそれぞれの村へ帰った気持ちも理解できよう。結局、大挙して訴願を実行する決意を固めさせたものは、悲しいばかりの被害による減収である。表92にこの一揆の結果をまとめる意味で一覧をつくった。表中の御救い米支給率の基準に用いたのは、表63「村別曲尺相並びにその適用石高」に記載の、一六九六年(元禄九)の貢租高である。この年は若干低い。例年より六〜七パーセントは低いのではないかと推定している。ともあれ、一揆参加村は支給率が高い。被害が大きかったから決起したことがよく分かる。要するに明和の一揆は、いわゆる庄屋主導型の典型的一揆であった。このちの一揆においては、庄屋層と百姓中とが分裂してくる。その傾向は幕末に至るほど

第2節 近世中期の出石

表 92 明和一揆村別処罰・褒賞・救米一覧

| | 参加村 | 村名 | 庄屋名 | 庄屋に対する | | 村に対する褒賞米 | 救米 | 貢租高に対する救米割合 |
|------|---|-----|-------|--------|------|----------|--------|-------------|
| | | | | 処罰 | 褒賞 | | | |
| 口小野組 | ○ ○ ○ ○ ○ | 奥小野 | 藤次郎 | 手鎖 | 米1俵 | 石合 | 石合 | % |
| | | 口小野 | 新次郎 | | 米1俵 | | 0 | |
| | | 袴狭 | 伊左衛門 | | | 723 | 0.3 | |
| | | 宮内 | 金右衛門 | | 米3俵 | 4.270 | 1.0 | |
| | | 坪井 | 三郎右衛門 | | | 8.791 | 35.164 | 7.7 |
| | | 田多 | 市三郎 | | | 1.424 | 5.091 | 8.3 |
| | | 奥野 | 幸次郎 | | | | 11.954 | 15.2 |
| | | 市場 | 与三右衛門 | | | | 1.816 | 0.7 |
| | | 森尾 | 源太夫 | | 米1俵 | | 730 | 0.8 |
| | | 三宅 | 彦右衛門 | | 米1俵 | 6.885 | 4.409 | 2.0 |
| | | 立石 | 権右衛門 | | 米1俵 | | 29.531 | 9.2 |
| | | 香住 | 平三郎 | | 米1俵 | | 15.673 | 11.0 |
| | | 下鉢山 | 七右衛門 | | 手鎖 | | 55.595 | 21.7 |
| | | 上鉢山 | 六左衛門 | | 手鎖 | | 29.260 | 28.5 |
| | | 安良 | 弥右衛門 | | 手鎖首 | | 85.217 | 28.9 |
| | | | | 14.726 | 11.7 | | | |
| 出石組 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 嶋 | 幸八 | 手鎖 | 米1俵 | | 32.119 | 15.1 |
| | | 福居 | 甚四郎 | 牢舎 | | | 45.384 | 19.6 |
| | | 伊豆 | 儀右衛門 | 手鎖首 | | | 83.859 | 20.0 |
| | | 片間 | 六兵衛 | 手鎖首 | | | 44.663 | 42.1 |
| | | 三木 | 岡次右衛門 | 手鎖首 | | | 53.912 | 29.1 |
| | | 大谷 | 小兵衛 | 牢舎 | | | 63.835 | 25.6 |
| | | 丸谷 | 四郎太夫 | 手鎖 | | | 11.397 | 19.5 |
| | | 中谷 | 八郎左衛門 | 追し込め | | | 0 | |
| | | 森井 | | | | | 5.915 | 8.4 |
| | | 尾崎 | 喜助 | | | | 7.727 | 8.6 |
| | | 鳥居 | 藤五郎 | | | | 15.943 | 11.2 |
| | | 荒木 | | 米1俵 | | | 3.902 | 2.6 |
| | | 細見 | 十左衛門 | 米3俵 | | | 2.185 | 1.4 |
| | | 福見 | | | | | 0 | |
| | | 暮坂 | | | | | 0 | |

- 注: 1. 処罰は庄屋のみあげる。他は本文参照。
 2. 宮内村庄屋には、ほかに義右衛門がいるが、本表には省略。
 3. 下鉢山村庄屋は小兵衛、七右衛門は代理、天明5年庄屋となる。
 4. 救米割合を求めた基準貢租高は元禄9年(表63)史料にもとづく。

激しく、ついには庄屋が打ちこわしの対象になる。

天明の飢饉

いささか記述が長くなっただけども、この一揆の経過に、本節で述べた下郷農民の苦悩が集中的に秘められていることを知るであろう。そして出石藩領内では、出石郡下郷だけに一揆が起こっている理由もまた理解できたであろう。出水の多い年は、下郷にとつては大きな受難であった。したがって天明期の打撃も深刻であった。「坪井村庄屋日記」(中山三郎家文書あるいは『豊岡市史』等)によってその惨状を伝えよう。

一七八二年(天明二)はたいへんな凶作であった。三木村の減免率は約七五・五パーセントである。そこで翌年春、藩は施行米として領内に米一〇〇俵を施与した。その割当量は下郷兩組で一八俵一斗、さらに村に分配する。坪井村では八升であった。わずかな量である。これを難渋人だけに与えた。

さらに坪井村では、一七八三年春、藩に食糧貸し付けを願ひ出た。藩にも米はなかったので、麦・稗を貸与すると回答があり、伏蔵ふしくらからもらい受けた。返還は銀でという条件であった。この麦・稗は他国から買入れたものであるから高値で、麦一石四三匁八分二厘、稗一石二四匁六分二厘という高さであった。この年の六月末、信州浅間山に大噴火が起こった。「坪井村庄屋日記」に「七月六、七日頃ニは焼ニ而此辺迄聞ゆる」とある。噴火の情報が届いたということか、爆発音が聞こえたということか。この大爆発の火山灰が天空にとどまって太陽光線をさえぎり、天明の飢饉を引き起こしたという説もあるように、同年秋もまた凶作であった。三木村の減免率はおよそ六〇パーセントである。このため食物を求めて家を離れ、いっとぎ乞食となる人が多く現れた。藩は同年(天明三)一二月、この人たちを收容するための小屋を出石に建てたという。

翌年になると穀価は次第に上がる。春には米一石当たり銀九三匁、店買いでは一匁について一升一合五匁せき買えたのが、夏ごろには銀一匁で九合しか買えなくなった。麦は一石当たり五五匁、小麦八〇匁と騰貴した。飢餓を救うために、各村とも必死に食糧・融資の獲得につとめた。翌四年の三月には藩から麦を拝借、坪井村では一石借りる。また組合借りとして、下郷東組一五か村は銀六貫五〇匁を三月に借りた。口小野村はそのうち四〇〇匁の割り当てを受け、困窮者にあっせんした。利率は月一パーセントであった。

八月一日には大風が吹く。そして一〇月九日には、久美浜では一揆が起こる。その鎮圧に出勤した出石藩兵のものものしきについては第一節に述べたが、もう一度「坪井村庄屋日記」の記事にふれ、農民らの驚きぶりを伝えておこう。

御物頭・平土・御目付・御侍教多弓鉄砲、何連も騎馬高張幕共外御備道具品々御持参、誠ニおびただしき御事

行列の道筋は、下郷を貫通する。ここは明和の一揆を引き起こしたところである。示威の意味もこめて出石藩は行動したのである。

一七八五年(天明五)の三木村減免率は五〇パーセント余であった。この年の三月「稲作に虫付不申様、呪文文字並致方御触有之、御用帳ニ留置候」と庄屋日記に記されている。打ち続く不作に、藩も心を痛めているようすが察せられよう。翌一七八六年(天明六)も六月中旬から七月中旬にかけて雨が続き、虫害も発生(『豊岡市史』)して大不作となった。三木村の減免率は六七パーセントばかり、畑方も凶作であったから、減免を願い出たが、畑にはこの例がなかったので、藩はこれを許さなかった。しかし、明和一揆後の一七七二年(安永元)と一七七五年(安永四)の例にならない、「下され米」を支給した。それは宮内・坪井・田多地・安良・



写真 256 養父妙見・日光院 (八鹿町)

上鉢山・下鉢山・香住七か村に一八石であった。一七八七年(天明七)には三木村では満額納めているが、庄屋日記には、

播州・江州・勢州すべて東海道筋大水大風、依之、米値段上方百弍拾匁より百四拾匁迄、当国三月頃九拾弍三匁迄仕候、右之通りニ付夏分古今之ききん、

と記されている。全国的には飢饉の年だったのである。

一七八八年(天明八)は、春以来天候不順であった。藩は六月に「このうえ天氣が回復し作物豊熟を願って郡々の神社に五夜五日の祈禱をするように」と命じている。この年の三木村減免率は史料欠除で不明であるが、よくはなかっただろう。一七八九年(寛政元)は四月から照り続いて水が不足し、出石神社・養父郡妙見宮で雨乞い、また出石の山伏は総出で、坪井村法安寺池で雨乞いするように命じられて執行したという。田植えが終わったのは、坪井村近辺で六月一日(太陽暦七月三日)であった。こんなことのととで、今度は洪水で痛めつけられたから、三木村の減免率は七二パーセント余である。天明期の凶作で、下郷農民もたいへん苦しんだ。けれども、餓死者が出たようには記されていない。

5 村方行政のしくみと山論

村のしくみ

江戸時代の村は、現代よりはるかに強固な村落共同体として機能していた。その結合紐帯としての「水と山」の共同利用が、現代よりもより密接に村人の生活に関連していたからである。水とは井堰や用水路で確保される農業用水である。主として水田における生産にかかわる。山とは村人が入り会いで利用するいわゆる共有山を指す。この二つの共同管理が村落共同体維持の大きな柱であった。その中心機関が庄屋・組頭・百姓代の村方三役、すなわち村役人らである。

庄屋は一村の長で、村方に関するいっさいの事務をつかさどった。その任務は年貢の配賦取り立てや、道・橋の普請、戸籍・宗門改め等に関することのほかに、村民の生活上の世話にまで及んだ。村民の土地売買質入れには庄屋の奥印がなければ無効であった。庄屋の選び方は本百姓たちの互選によるか、立ち会いと呼ばれた村の有力者たちの互選によった。その場合、村によっては一軒が世襲のかたちをとる場合と、何軒かの家が輪番でつとめる場合とあった。後者の例の方が多い。この場合、一軒が庄屋をつとめると他は組頭・百姓代を引き受け、何年かたつと交代する。庄屋給は村高一〇〇石に付き米三斗を藩が、百姓中は更に四斗を抛出してこれに加えた。出石町域内の庄屋名が一括して分かるのは、一七〇六年（宝永三）仙



写真 257 「宗門御改帳」(井上泉氏蔵)

表 93 1706年(宝永3)庄屋名一覧

| 村 | 庄屋名 | 村 | 庄屋名 | 村 | 庄屋名 |
|----|-------|----|-----|----|-------|
| 日野 | 太郎兵衛 | 弘原 | 上屋見 | 田多 | 次郎兵衛 |
| 上野 | 弥兵衛 | 鍛冶 | 見木 | 嶋 | 三郎右衛門 |
| 桐野 | 甚太夫 | 細 | 見木 | 安片 | 四郎左衛門 |
| 寺坂 | 六右衛門 | 荒福 | 見坂 | 三大 | 与兵衛 |
| 寺町 | 半兵衛 | 暮福 | 居豆 | 大丸 | 岡右衛門 |
| 谷山 | 太郎三郎 | 福伊 | 野 | 中森 | 与右衛門 |
| 出石 | 又右衛門 | 伊奥 | 野 | 谷井 | 与右衛門 |
| 弘原 | 三郎兵衛 | 奥口 | 内 | 崎 | 四郎左衛門 |
| 水原 | 惣右衛門 | 宮坪 | 井 | 居 | 与惣右衛門 |
| 長原 | 太左衛門 | 新袴 | 狭 | | 小右衛門 |
| 弘原 | 八郎右衛門 | | | | 新七 |
| 奥山 | 新右衛門 | | | | |

史料：『出石江御所替之節書類』(出石神社蔵)



写真 258 袴狭山論裁決状・部分(袴狭区蔵)

石家の移封時であるので、これを表93にまとめた。

組頭は庄屋の補佐役である。小出家・松平家時代には年寄といった。仙石家では、執政陣つまり家老を年寄と称したから、これと区別するため村方は組頭と改称させたのである。次に述べる百姓代ができるまでは、組頭の人数は多く、四人ぐらいはいた。百姓代ができてからはだいたい二人である。

百姓代は一般村民の代表として、庄屋・組頭の行為を監視し、村入用その他諸割賦わづらぶの時には立ち会ってその公平を期するを任務にしたといわれる。百姓惣代の意であったのだろう。一七六五年(明和二)の袴狭村入会山をめぐる近隣数か村との山論文書に、百姓代にあたるものが百姓惣代と記されているからである。この外に、下郷では長百姓おきを置いていたことが、この文書によって分かる。そこでその人数や役職の順位を知るために、この文書に記されている人名を書きあげておこう。

| | | | | | | |
|------|------|------|-------|------|------|-------|
| 百姓惣代 | 佐七 | 徳左衛門 | 六郎右衛門 | 六郎兵衛 | 久兵衛 | 治郎右衛門 |
| 同断 | 太平治 | 三四郎 | 八五郎 | 新右衛門 | 伝兵衛 | |
| 長百姓 | 幸八 | 仁左衛門 | 七郎右衛門 | 茂七 | 七右衛門 | 新六 |
| 同断 | 市三郎 | 定七 | 七左衛門 | 藤七 | 久右衛門 | |
| 組頭 | 文右衛門 | 与三七 | 太右衛門 | 市三郎 | 善太夫 | 市兵衛 |
| 同断 | 直七 | | 吉郎兵衛 | | 文三郎 | |
| 庄屋 | 善七 | 弥右衛門 | 甚四郎 | 新九郎 | 儀右衛門 | 三郎右衛門 |

反論文書に名を連ねている袴狭村の村役人らは、

庄屋 伊左衛門 組頭 理平次・儀左衛門
 長百姓 忠右衛門・治郎左衛門 百姓代 善助・孫右衛門・市郎兵衛・弥左衛門
 となっている。百姓代とは百姓惣代だったことが分かる。長百姓とは村の長老といところだったので



写真 259 「取締庄屋日記帳」
(中山三郎氏蔵)

うか。百姓代より上位に位置付けられている。筆者が見た百姓代記載の最も古い文書は、出石藩領では、一七五一年（寛延四）の養父郡上小田村（現八鹿町）の文書である。このころに百姓代はできたのである。一八三六年（天保七）ころの文書にはもう長百姓の記載はなくなる。一七六五年（明和二）ころの長百姓に相当する人が、後には百姓代に落ち着いたのだろう。組頭・百姓代ともに給料はなかった。

このほかに村には「定使」といって、村から村へ、または村内をめぐって伝令の役を果たす人があった。肝煎と呼ぶ場合もある。この人には藩から村高一〇〇石に付き米一斗五升ずつの手当が支給された。村もまたこれに加えて米や麦を夏・秋の両度に分けて給付した。

村継ぎ役を課せられていた村では、遠隔地へも御用状を届けなければならなかった。定使の人たちがその任に当たっただろう。下郷では鳥居村が下郷両組大庄屋所へ、三木村が気多郡大庄屋所へ、藩支給の手当は両村とも年に銀一両（銀四匁七分相当）ずつであった。奥小野村は丹後国熊野郡芦原村へ、手当は一回に付き銀一匁一分、美含郡へは気多郡八社宮村がその任に当たり、手当は奥小野村と同額であった。美含郡への届け先は森本村で、同村はこれを同郡内大庄屋所へ届けると共に、同郡に出役していた者たちの出石向け御用状を八社宮村まで届ける役を負っていた。このため手当は少し多く、年に金一〇〇疋（ほぼ銀一六匁相当）であった。出役者とは丹生湊（柴山）屯所の役人を指すのであろう。養父郡への村継ぎ役は

表 94 1706年(宝永3)各村本百姓と水呑百姓

| 村 | 家数 | 内 訳 | | 人数 |
|-----|----|-----|--------|-----|
| | | 本百姓 | 水呑百姓 | |
| 上野 | 61 | 37 | 24 | 321 |
| 中村 | 53 | 22 | 31 | 229 |
| 荒木 | 70 | 18 | 42 | 331 |
| | | | (下作)10 | |
| 三木 | 46 | 25 | 21 | 200 |
| 伊豆 | 87 | 34 | 28 | 408 |
| | | | (下作)25 | |
| 口小野 | 56 | 23 | 33 | 280 |
| 森尾 | 49 | 22 | 27 | 243 |
| 香住 | 45 | 13 | 32 | 224 |

注：下作については451ページ参照

浅間村で、手当は年に銀一兩であった。

一七九六年(寛政八)一二月に、一つの大庄屋組の中から一、二名の庄屋を選んで、取締庄屋とすることが始まった。大庄屋の補佐であろうか。翌年の暮れから一人に付き銀二兩ずつの手当が支給されるようになった。当時の宮内組では森尾村庄屋源藏と坪井村庄屋三郎右衛門の二人が、これに任せられた。

村の構成員である百姓の身分には、本百姓と水呑百姓の二つがあった。本百姓とは田畑屋敷を所持する農家で、水呑百姓とはいわゆる無高農民である。後者は小作しなければ生活できない者たちであったから、小作百姓とほぼ同義に使われていた。

一七〇六年(宝永三)当時、数において本百姓の方が少なかった

(表94参照)。史料は指出明細帳である。この帳面は領主家の異動のときに提出されるものであるから、出石町域にはこのとき以後にはない。したがって後代の本百姓と水呑百姓の比率を正確に得られる史料はないので、一七〇六年との比較はできないのであるが、他町域の史料を見る限り、後代になるほど本百姓の比率は高くなる。土地集中が進むのに本百姓の数が多くなるということは、次第に本百姓と水呑百姓の区分があいまいになってきていることを表している。本百姓の中にも極めて零細な土地所有者が現れているわけである。一方、水呑百姓の中にも、小片ながら土地所有者のいることが想像できる。このことは表90「近世中期

の下郷東組階層構成表」によって推定できる。約半分を占める水呑と目される人々の全部が全くの無高とは考えられまい。何人かは小片の土地所有者であったらう。

百姓はほぼ五軒ごとに五人組をつくっていた。庄屋は毎年五人組改めを行い、各組ごとの家族名を全部記入して領主役所へ提出した。

人口・戸数

村ごとの人口・戸数は、本書を通読するう

の変遷

えにおいて、ときに必要と思われるので、ここに集録しておく。史料は一八三八年(天保

九)「御巡見諸事控」である。『出石封内明細帳』にもていねいに記入されているが、調査時点が必ずしも明確ではないので挙げないことにした。一応、同書の発刊年である一七七一年(明和八)を調査時点とみなして、他の箇所では利用したことを断っておく。人口・戸数の一覧は表95である。

この表と前掲表94の両方に人口が表れている荒木・三木・伊豆・口小野の四か村に注目し、人口動態を見るとき、すこぶる停滞的であることに気付くだろう。一七〇六年から一三〇年後にはむしろ僅かながら減少している。このことは『神美村誌』にも指摘されている。『兵庫県史』第五巻に、但馬の人口は一七二一年(享保六)一四万九七三二人、一七九八年(寛政一〇)一六万四七六四人、一八二二年(文政五)一七万〇四〇八人、一八三四年(天保五)一八万七〇八六人、一八七九年(明治一二)一九万七八四一人と漸増していることに比べ特異である。前々項「下郷の苦惱」のところで述べた下郷一帯の生産条件の苛酷さが、ここに結果して



写真 260 「五人組御改帳」
(森井区蔵)

表 95 幕末期家数・人数 (天保9年・万延元年)

| 村 | 家数 | 人数 | 村 | 家数 | 人数 |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 出石町 | — | 4,580 | 鳥居 | 37 | 126 |
| 水上 | 27 | 121 | 奥小野 | 75 | 336 |
| 長砂 | 25 | 127 | 口小野 | 66 | 281 |
| 細見 | 41 | 147 | 宮内 | 98 | 418 |
| 荒木 | 85 | 332 | 坪井 | 11 | 52 |
| 福見 | 24 | 101 | 袴狭 | 105 | 530 |
| 暮坂 | 27 | 101 | 田多地 | 32 | 141 |
| 福居 | 53 | 234 | 安良 | 24 | 95 |
| 伊豆 | 105 | 402 | 奥山 | 45 | — |
| 嶋 | 73 | 308 | 上村 | 107 | — |
| 片間 | 36 | 173 | 中村 | 50 | — |
| 三大 | 46 | 197 | 下村 | 83 | — |
| 丸谷 | 46 | 180 | 鍛冶屋 | 53 | — |
| 中谷 | 12 | 41 | 上野 | 90 | — |
| 森井 | 8 | 20 | 日野辺 | 43 | — |
| 尾崎 | 15 | 58 | 桐野 | 88 | — |
| | 14 | 49 | 寺坂 | 80 | — |

史料: 出石町『天保9年(1838)御用部屋日記』。
 水上～安良「天保9年御巡見諸事控」(平尾源太夫氏藏)。
 奥山～寺坂「万延元年(1860)御殿様より直被成下帳」。
 注: 一は不明 (川見義昭氏藏)。

いることを知るであろう。

信仰生活の一端、ついでに少し余
 参宮と順礼 談となるが、農

民の信仰生活の一端を示す若干の史料が残っていたので、ここで紹介しておこう。

その一は伊勢参宮の慣行である。

一八三〇年(文政二三)には、閏三月二〇日に出石にお被い(御幣)が降ったことから、お蔭参りの波が当地方にもわき起こり、たくさんの人が次々に参宮の旅に出た。だいたい一二

日ぐらいで往復している。口小野村西村助太夫の「参宮道中記」からみて、五日半程度で伊勢へ到着できたようである。帰ると村では道迎えの宴を開いて祝福するを例としていた。

その二は善光寺参りである。これは当時としてはまれな例であろう。口小野村西村助太夫の道中記によつて、その様子をうかがい知ることができる。二夫婦を含めた男五人、女四人の口小野村の人たちは、一八三

五年(天保六)五月二九日同村を出発、六一日間を費やして帰着している。経路は丹後・若狭を経て越前福井

に達し、永平寺へ詣でたのち現在の太田野市を経て美濃に入る。次いで木曾山脈を越えて伊那谷の飯田へ達し、この谷を北上して長野へ到着。帰りは豊橋へ出て、ここから船で伊勢へ、そして近江路・京都を経て帰着している。

はき物はわらじ。行く先々で買い求める。貨幣は金を持ち出し一朱か二朱ずつを錢に両替えて諸入用に充てる。金一朱はだいたい錢四二

五文替えであった。銀に換算するときは一〇文を銀一匁と計算している。注目すべきは旅籠代である。これは木錢と米代から成っている。木錢すなわち薪代を宿泊賃とし、これに米代を加えた額が旅籠代であった。その往路一晩当たりの平均をみると、丹後・越前では木錢三八文、米代三四文、美濃・信濃では木錢三七文、米代五二文である。木錢は両者ほぼ等しいが米代は後者がかなり高い、山間部で米が不足がちの土地柄のせいだろう。伊勢からの帰りは木錢四二文、米代四三文、往来者の多い街道筋であるから木錢は高く、米代は前二者の間というところである。一升当たり米の平均価は丹後・越前で七六文ほどであったのに対し、美濃・信濃では一一〇文前後であった。この米価を用いて米代を含めた一晩の旅籠代を米に換算してみると、八〜九合である。極めて安い。明治以降になってその名が定着したいわゆる木賃宿に泊まって旅行しているのである。

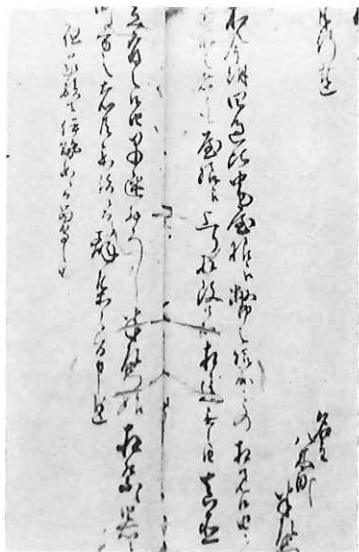


写真 261 御幣降りの記事（『御用部屋日記』）



写真 262 但馬西国 2 番札所 (総持寺観音堂)

四国八八か所霊場へ巡礼の旅へ出ている例もときに見かける。この人たちも木賃宿を利用するが例であっただろう。この縮小版として、八八か所の石仏が一つの山を巡ってまつられている所が諸所にある。三開山みつらぎにそれがあつた。また中村では一八四八年(嘉永元)に、伊福部神社の裏山にこの巡拝道かんじょうを勧請かんじょうしている。

但馬を範圍とした巡礼の道もあつた。但馬西国三三霊場である。

これは観世音菩薩を本尊とする寺を巡るコースで、第一番を日高町赤崎進美寺しんめいじとし、第三三番は城崎町温泉寺である。寛文(一六六一〜七二年)のころ選定されたという。わが宮内の総持寺はその第二番札所である。

また「但馬

六六か所地堅め地蔵」もあつた。その選定は中世ともいふが確かなことは分からない。出石町域内では、奥小野の地蔵が第六二番、寺坂が第六四番、出石如来寺が第六五番、奥山が第六六番であつて、奥山の地蔵はいわゆる納めの地蔵として近年でも詣もつでる人がかなりの数にのぼるといふ。



写真 263 納めの地蔵 (奥山区)

柴札と町方 農業用水確保についての村落間の問題は、特に井堰の位置、あるいは幹線用水路から分け取
 の入会権 分水路への水量などについて争われる場合が多いが、出石町域ではこの種の争論史料は残
 っていないかった。水が比較的得やすい土地柄というわけである。けれども山についての争論史料はかなり
 ある。特に薪に關しての場合が多い。次にその経過を略述しよう。

町方では山がなかったため、薪の入手が大変な問題であった。もとより出石町分に属する入会山はあ
 ったのだが、それは出石村時代のままの広さの所であったから、そこからの薪をもって膨張した町家の要求
 にこたえられるはずがない。そこで、もともと出石町方には入会権のなかった周辺村々の山へも、薪取りに
 出掛けることのできる権利を認める措置が、小出家時代にとられた。柴札しばふだの交付である。柴札とは薪取りの
 ための入山許可証といったところであろう。

最初一八六枚が発行された。そして一枚に付き年々米一斗二升ずつを柴札役として上納しなければなら
 ない定めとなっていた。後にその内の一五枚が八木・鑄物師・新町の三町に下され、柴札役は免除され、残り
 は一七一枚となった。次いで一六八一年(延宝九)七月には、その三分の一の五七枚が柴札役を免除され、更

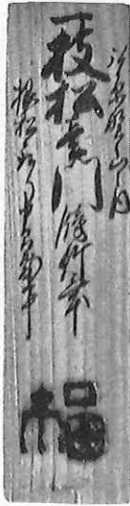


写真 264 家侍に交柴札に松氏蔵
 付した枝松 (小林誠氏)

にその後、八枚六歩七厘が川原町に御用捨と
 なり、一七五九年(宝曆九)当時、柴札役を上
 納しなければならぬ枚数は一〇五枚三歩三
 厘であった。その米は一二石六斗四升に当た
 る。各町別の枚数は

材木町 八枚六歩七厘 魚屋町 一九枚三步三厘 宗鏡寺町 四枚六歩六厘
 八木町 一六枚 本町 八枚六歩七厘 宵田町 一八枚六歩七厘
 田結庄町 九枚三步三厘 博労町 九枚三步三厘 小御料庄町 一〇枚六歩七厘

以上のとおりであった。一枚がさらに何人かに分割されていることを表しているように見受けられるのであるが、実はそうではなくて、薪利用のための運上負担割合を示す数字とみればよからう。

後に述べる上野村と鍛冶屋村との山論において、一六九七年(元禄一〇)に提出したとみられる上野村の文書に、「御当町中へ柴札と申す義御定め置かれ候へども、中途より替え遊ばされ、かまど役と御定め遊ばざる」とある。柴札役を「かまど役」と改めることにより、町中すべての家に山の薪を伐り取る権利を認め、同時に運上を負担する義務を負わせることにしたのである。かまど役の対象となった山は、弘原四か村と上野村百合谷であった。出石町方の者は、出石町分に属する山の外に、前記村々の山へ入り込む権利を認められたわけである。これについては後に再び触れよう。この過程は、薪伐り取りの権利は柴札に付属するのではなく、柴札を持つ町に付属するようになったことを示すと理解してよからう。そして柴札枚数は運上負担額の単位を示すことになる。このため何歩何厘というような端数が生じたのである。柴札役を免除された町は、山へ入る権利はあっても運上は納めなくともよいことを意味する。

ついでに城山の薪についても述べておこう。城山の薪は優先して家中へ解放されたようである。たとえば一八二八年(文政二)一〇月二七日、「城山にて薪下さる。家中望みの者勝手に伐り取りのこと」、一八三〇年(文政一三)正月一五日にも「城山、和田山の内にて薪下さる」と『御用部屋日記』にある。四節で述べ



写真 265 城山(有子山)と旧城下

るように、このころは厳しい上げ米で藩士たちの家計が苦しかったから、その一助にとの配慮から城山が解放されているのである。通常の場合は、林の維持の必要から薪伐り取りが計画される。一七七六年(安永五)に「あぢ山柿谷と申す谷まで、御城山下刈り望みの者へ成し下され候、鎌刈りの時は老荷一六文、山刀刈りの節は老荷二四文ずつに成し下され候」と発令されている。下刈りである。大きな木が生い繁り、その陰の小さな木は掃除されている。城山の林相がおおよそ想像できよう。家中も町方も通常必要な薪は、弘原四か村と上野村百合谷に依存していたのであった。

袴狭村と里村六 以上のように、出石町域は薪の需要が多い所であつたから、入会山の境界争いすなわち山論も

薪取りをめぐって起こる場合が多い。袴狭村の例からみていこう。

袴狭村には、村の奥の「砥石場」に三一七町歩余と、村の入り口、袴狭村の田地が広がる西側に、「萱ヶ谷」と呼ばれる四一町歩余の入会山がある。前者は袴狭村のほか坪井・田多地・安良・嶋・福居・伊豆六か村との入り会いであり、後者は坪井村を除く、ほか五か村との入会山であつた。



写真 266 砥石場 (袴狭区)

とになるからである。

そこで里村六か村は、一七六五年(明和二)三月砥石場の谷を見分し、二〇数か所にわたる新林・刈り畑などを書き上げ、その廃止を藩役所へ訴え出た。新林の木の種類は松・櫟・ひろくなどである。「ひろく」はどんな木かよく分からない。いずれにしても、植林ではなく自然に生えた木を育成した林とみられる。注目すべきは刈り畑の「こり柳」である。豊岡の特産物である行李（さうり）の原料柳は、豊岡周辺の刈り畑にも栽培されていたことが分かる。里村六か村が提出した訴状には、袴狭村人の砥石場におけるそれが七か所ほど示され

袴狭村に対する六か村は里村と呼ばれ、近くにじゅう分な薪山を持っていなかった。そこで古くから袴狭村奥、「白糸の滝」がある「砥石場」と呼ばれた谷へ薪伐り取りに入っていたのであった。薪取りはよく子供が言い付けられた。彼らは荷をこしらえると道ばたに置き、遊んだのちに帰るのであった。そのとき、袴狭村の者が薪の中に混じっていた松あるいは笹などを見付け、子供たちをとがめる場合もあったようである。また新林の中へ荷を落としたと、とがめられることもあった。「子供などは毎日遣山往来之村故」とあるように、薪取りは子供の仕事であり、それが妨げられることに里村は迷惑していた。それよりもっと深刻に里村の者が袴狭村へ不満をいだいたことは、新林の造成であった。入会山に松・櫟（くわい）など用材の育成林がつくられると、それだけ薪や肥草（こえくさ）の刈り取り地が制限されるこ

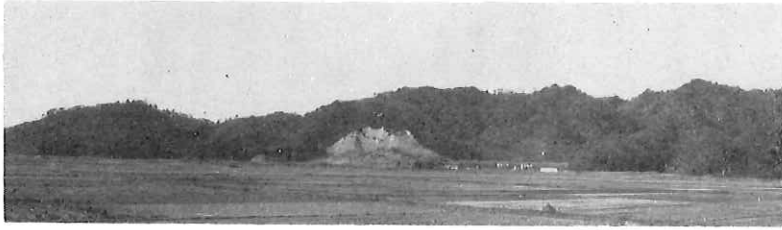


写真 267 萱ヶ谷遠景（袴狭区）

ている。

この訴えに対し、袴狭村は種々反論したけれども、里村六か村の主張がほぼ容れられ、次のような裁決が五月一五日に言い渡された。

砥石場について、六反四畝六歩この高二石二斗六升八合（この貢租二斗五升）と一七〇六年（宝永三）指出帳にも申告されている畑、ならびに前々から認められている刈り畑の分は残し置き、そのほかの新林はすべて伐り払うこと、ただし伐木は袴狭村人に与える。里村六か村はこの山に入り会うにあたって、薪はもちろん、松の木を除く柴草までも刈り取ってよい。けれども萱・笹ささばかりを刈ってはならない。薪に少々混じることは致し方ない。

萱ヶ谷について、袴狭村は薪の入り会いはあったけれども、柴草は刈らせないうしきたりになっていたと主張した。入会権を放棄した坪井村を除く五か村は、このような分離はおかしい。薪の入り会いがあったということは柴草ももちろん入り会いであると反論し、これが認められて従来どおり薪・柴草ともに刈り取ってよい、と申し渡された。

萱・笹は住宅の屋根の材料である。砥石場の萱・笹は袴狭村だけに利用が認められたように見受けられる。萱ヶ谷は主として草刈り場であった。耕地に入る肥草を求めたところである。田多地・安良・嶋・福居・伊豆五か村にとつ

て、砥石場は遠い。ここでは薪を求め、近くの萱ヶ谷を草刈り場としていたのであった。ここでは、木は小さいうちからことごとく伐り取られる。その上、土質が花崗岩質のさらさらとした土であった。このため萱ヶ谷は広い面積がはげ山となっていた。現在も一部が土取り場になっている。

こんな山では、大雨のとき土砂が大量に流れ出て耕地にまで押し出すこともしばしばあったからであろう。とくに砥石場は深い谷であるから、この谷筋(滝川)に集まった土砂流は大きく、それによって袴狭村はよく被害を受けた。そこで一七八一年(安永一〇)、藩はさきの裁許で打ち込んだ入会地と袴狭村民所持地との境界を示す印杭を打ち直すに当たって、滝川筋造林地を指定して印杭を打った。すなわちこの杭より下は林にして土砂流を防ぐことにしたのである。需用者が多くて、山の木は幼木のうちから伐り取られていただろうから、滝川筋の木々はひときわ目立っていただろう。

上野・日野辺・桐 上野・日野辺・桐野三か村入り会いの四万谷・山才しまんだに山論が起こったのは、一六八九年野三か村の山論 (元禄二)のことである。場所は上野村中野の上の谷で、面積は約七町歩であった。最初、

日野辺村が、ここは同村の抱え地であるにもかかわらず、桐野村の者が草刈りに入ったので、三度に及んで止めた。すると彼らは大勢を催して、なぐりかかるとありさまであるので、止むなく差し控えた。四万谷・山才は日野辺村一か村の抱え地であることを確認したいと訴え出たのであった。

これに対し桐野村は、ここはもともと三か村の入会地であって、日野辺村の言い分こそ新規であって承服できないと反論した。一方、上野村は、四万谷・山才について日野辺村と桐野村が所有を争っているけれども、この場所は紛れもなく上野村の抱え地であって、日野辺・桐野の言い分はおかしいと主張した。

小出家役人は関係者を呼び出して詮議した結果、一六八九年（元禄二）

三月二三日に裁許を下した。上野村中野は論山の麓にあるから、谷に入り込んで田畑は上野村一か村の抱え地である。そのうえ、山には中野分の林も大分あることだから、論山も上野村の抱え地と決する。ただし日野辺・桐野両村の者の林もまたわずかながら存在していることから、もともと両村の入会権があった土地と認める。したがって以後は、日野辺・桐野両村は四万谷・山才に入って草を刈ることは従来どおり行ってよい。しかし刈り畑はもちろん造林は差し留める、というのであった。

一八三九年（天保一〇）にも、この場所についての山論が起こっている。日野辺村から提起したものとされる。このとき、桐野村大庄屋福富甚太夫の扱いでもって、日野辺村だけに對し、次のように改めた文書を手渡している。頭書に「志満ん谷規定之事」と記し、

一 五月山の口の儀、一日に限り申すべきこと、

一 夏草の儀、式百日より式十日（太陽曆換算八月二日～九月二日ごろ）まで草刈り入り込みに致すべし、式百日より式百二十日（同九月二～二日ごろ）までは留め山、式百二十日より後は柴刈り入り込みの事と定めてある。山の口は一日に限るといふ意味がよく分からないのであるが、次のようなことを意味するのではなからうか。山の口とは入会山への入山解禁日を表し、この日一日だけ草刈りを許すというのである。



写真 268 四万谷入り口（中野区）

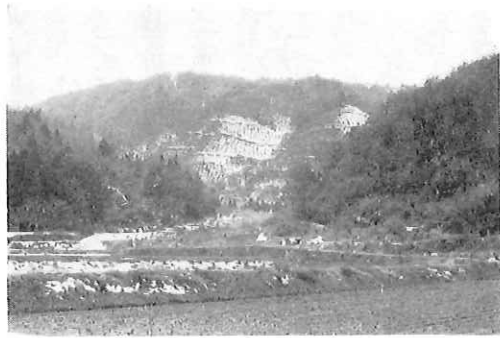


写真 269 よろうち山 (百合区)

(宝曆九) のことであった。

日野辺村は古来、百合谷のよろうち山へ出石町分ともども入り会って、五月から秋まで主として草を刈り取り、りようぶ・萱まで刈ってきたのに、この年になって新たに上野村が故障を申し立てた。従来どおり入り込みできるよう裁許してほしい、と願い出たのであった。大庄屋桐野村福富甚大夫・佐々木村多根太郎左衛門が仲裁し、その提示条件に両村が合意して、同年二月に争論は治まった。合意条件は次のとおりである。

一 百合谷よろうち山、山の口草刈りは一日限りとする。その日については上野村から日野辺村庄屋へ通

五月といえは農繁期である。とても山へ草刈りに入っている暇はないであろう。したがって一日だけ充ててあれば、当座に必要な草は足りたと考えられよう。このときの草は緑肥として田植以前の田に必要であったのかも知れない。次いで二百日(太陽暦換算八月二日)ころから本格的草刈りを解禁するとみるのである。ほかに史料もないまま勝手な解釈となっているおそれは多分にあるが、あえて私見を述べておく。

上野村と日野辺村との間には、百合谷の入会権をめぐるでも争論が起こっている。百合谷とは上野村の西端百合の裏に控える大きな谷で、面積は二一〇町歩余ある。このうちの一部分、三〇町歩ほどの「よろうち山」には出石町分・日野辺村とも入り会って利用していた。その入会権について、日野辺村との間に争論が起こったのは一七五九年

告すること。

一 秋草は式百十日（太陽曆九月二日ごろ）から刈り取りを始めること。

一 萱刈り取りは秋土用の明き日（太陽曆一月八日ごろ）から始め、冬季だけ行う。春山へは入ってはならない。

一 りようぶは一日だけ摘みに入る。ただし所有主のある林へは立ち入らないこと。

上野・日野辺両村とも右の条件で山へ入り会うことにしたのである。りようぶとは落葉喬木まきばくの一種で、若葉は煮て食用に供することができた。第二次世界大戦中には、これを食べた人は多い。

日野辺・上野・桐野三か村の中で、後者二か村には広い面積の山が付属しているけれども、日野辺村は城山の南斜面だけである。急傾斜地でもあるところから、薪・草刈り取りが不便であっただろう。そこで、対岸の上野村百合谷に古来から入り会って来たのであった。土野庄はのしやとして一郷であった時代の名残りであろう。

百合谷をめ 出石町分もまた上野村との間に、百合谷よろうち山の入会権をめぐる山論を起こしている。

ぐる山論

出石町分に百合谷への入会権が生じた経過は、一六九七年（元禄一〇）と思われる年に、鍛冶屋村と上野村との間に生じた山論文書に記されているので、まずそれから述べよう。

小出家が断絶して、出石藩領は幕府代官が預かっていたとき、鍛冶屋村の者が上野村百合谷へ草刈りに入った。上野村の者がそれをとがめて荷を取りあげると、その報復に鍛冶屋村は、上野村百合谷から町へ薪売りに出かける者の荷を差し押さえてしまった。ここから両村の山論が起こった。そのとき上野村が訴え出た文書の中に、上野村へ「御前代の御家中・町方入り込み申す」ようになったのは、さきに設けられた柴札の制

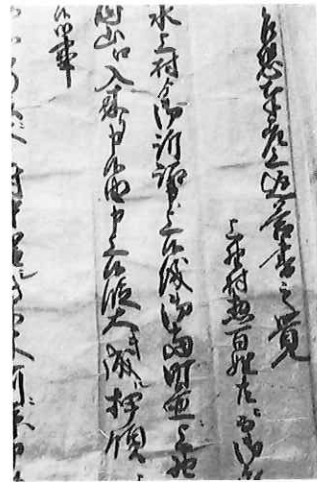


写真 270 百合・水上村山論文書
(川見義昭氏蔵)

文書は年が記されておらず下書き段階のものであって、その後の経過については明らかでないから結末は分からない。おそらく隣り合う両村の位置関係からして、境界をめぐる争いであったのだろう。けれどもこの訴えの経過によって、次に述べる水上村の主張を理解する手掛かりが与えられた。

出石町方に便乗して、水上村が百合谷への入会権獲得を図った、とみられる。訴訟を起こしたのは一七二三年(享保八)のことである。三月二四日、水上村惣百姓は、水上村は古来より出石町分とは一体であるのだから、上野村百合谷へは以前から入り会ってきた。それをこのたび上野村が新法をたて、水上村の者の閉め出しを図った、と訴え出たのである。この文書の中で、水上村が出石町方と一体の証拠として、「すなわち諸杉明神氏子にて御座候、殊に五代以前迄は町分御高残らず水上村庄屋支配仕り候由伝承申候、左様の筋故か、只今も出石町分と御水帳も一冊にて、御祭礼の人足なども町並に差し出し申し候」と述べている。

これに対し上野村は、翌年(享保九)三月一九日に反論文書を代官へ提出している。九か年以前に水上村中

が、かまど役へと改められる経過のうちに、薪刈り取りの権利が生じ、家中ならびに町方の者の、上野村百合谷、弘原四か村(上・中・下・鍛冶屋村)の山への入会権が認められるようになったというのである。けれども、これによって鍛冶屋村にも百合谷への入会権が生じたというわけではない。だから鍛冶屋村の行為を差し留めてくれというのが上野村の訴えであった。この

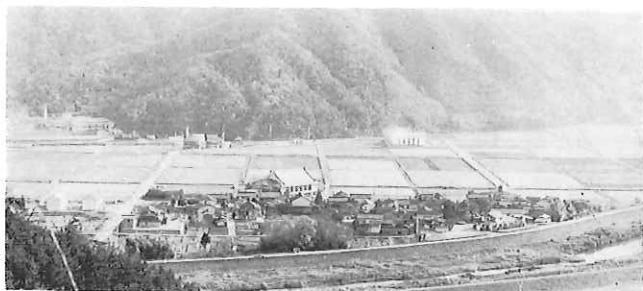


写真 271 水上区全景

が百合谷へ薪伐りに来たので差し押さえたところ、委細は存せず参ったものであるから、以後重ねては参らない、というのであった。ところが昨年三月一八日にまたまた薪伐りに村中がやって来たので差し押さえる、と、前述のような訴訟を起こした。町方の百合谷への入会権は柴札がかまど役に改められた過程に生じたものであるから、入会権は町方だけにある。したがって町分の中の在方(村)は、いずれの村とも百合谷へは入っていない。水上村の言い分は「大キ成ル押領」である、と反論している。

水上村が以上のような問題を提起した根拠について考えてみたい。水上村・長砂村は弘原四か村の山には入会権をもっていた。現在でも両村の共有山が上村にある。このうち長砂村は弘原四か村と氏神を一つにしていることから分かるように、もともと弘原四か村とは同じ共同体に属する郷域であった。したがって長砂村に弘原四か村の山への入会権があつて不思議ではない。では水上村はどうしてか、それには水上村が主張しているような、同村が出石町分に属していることと全く無関係ではなさそうに思われる。これを足場に、水上村は上野村百合谷へと入会場所の拡大を図ったのではないかと考えられる。結末を伝える文書は残っていないが、現在上野村には、水上村の百合谷への入会慣行のあつたことを伝える史料は全く残っていない。上野村の主張が通つたのであろう。

斧・なたの使用 一八一四年(文化一二)には、薪取りに使用する道具の種類をめぐって、出石町方と上野をめぐって山論 村百合との間に争論が起こっている。出石町方の者が、百合谷よろうち山への入会権を

もっていたことについては、しばしば述べてきた。「よろうち山」とは百合谷に五、六個ある字名の一つで、谷の口に位置し、面積は約三〇町歩ばかりある。ここに出石町方の者が一四人ほど薪取りに入っていた。一八一四年三月七日のことである。彼らは斧おのやなたを用いて、割り木にできる木を伐り出していた。これを百合の者が見とがめて荷を差し押さえてしまった。「先年より出石町内の儀も柴木ばかりの入り会いにて、斧・なた伐りの儀は古来より仕来たりに御座無く候」ためであったという。知らせを受けて町方から仲裁人として裏町勘十郎と川原町庄七が駆けつけ、双方話し合いをつけ、その日は荷を持ち帰った。

その後、上野村は「御慈悲を以て、古来仕来たりの通り、町方入り会いの儀は鎌刈りのみ相働き候様」仰せ付けられたいと、訴え出たのであった。これに反対して町方は、各町惣代一九人が連名で「反論文書を月番名主孫右衛門のもとへ提出している。その中で、町方の者は入会山で斧を使用してはならないというような申し伝えは聞いていない。よろうち山は、初めはよく木が繁茂した山であって、慶長年中ころから家中ならびに町方の者が薪取りに入るようになった。その後おいおい瘦山やせやまになり、斧を使うような木がなくなつて持参しなくなったと聞き伝えている、と述べている。

町方の者は「鎌刈りのみ」というのが暗黙の慣行だったのだろう。この件はしばらく紛糾し、八月に至つて内済人出合村庄屋善右衛門・桐野村庄屋六郎兵衛・奥山村庄屋小重郎に詳しいを委任して解決をみた。しかし内済条件を記した文書は残っていない。文書にはしなくとも、町方は斧・なたを使用しないという了

解が成り立ったのであろう。一八七三年（明治六）七月に、出石小人町は上野村の入会山の税負担を分担するため、年に米二斗ずつを上納する、と上野村へ約束している。この文書の中に、だから「以後斧・がんどう持参致し候とも、御禁度下され間敷候」と条件を付しているのである。この文言からみて、前述の推定は肯定できよう。

山が広い地域ではあるけれども、ときに不足することもある。上野村と町方との紛議が起こった背景には、奥山村みようが谷の申し入れが働いている。上野村百合の者が、みようが谷の住人へ買い山を申し入れた。買い山とは、当時生い繁っている山の木を伐り取る権利を買い取ることである。薪を買い取ると思えばよい。するとみようが谷の者が、百合の者が尾根を越してみようが谷の木を盗伐しているようだから、百合の者の求めには応じられない。犯人を摘発してくれば応じてよいという返事であった。これを知った町方は、その犯人に町方の者を仕立て上げようと今度の事件をたくらんだのだらうといきまいた。そのことはともかくとして、上野村でも、ときに他村へ買い山をしなければならなかったということである。

出石という消費地を控えていると、相当な量の薪が要求されていたことが分かる。出石周辺では、それによって生計を営んでいた者のあったことが、一八七八年（明治一二）「官民有地区分儀ニ付伺」に述べられている。すなわち「耕地これ無き日雇い稼ぎの小百姓に至っては、日々薪を伐り出し売却渡世仕来り候」と



写真 272 百合・町方との山論委任状
(川見義昭氏蔵)

うのである。割り木づくりは、村方の者の仕事に回してほしいという願いが働いて起こった山論といえよう。

参考までに薪値段を挙げておこう。一把（二くくり）当たりと思う。値上げを申請して許可された値である。

八分五厘 上干し薪・上干し割り木

六分八厘 中干し上薪・上生割り木

六分壹厘 切り干し薪（八十八夜より中まで）

六分 生割り雑木

七分四厘 中干し割り木

五分七厘 生ぞだ

五分 柴ぞだ

一八四六年（弘化三）七月一日（『諸色記録書』）。

細見村と長砂・鳥 文政年間には細見村と長砂・鳥居村との間に、細見村所持地の志谷山（したやま）の山手料をめぐり居両村との山論 争論が起こる。

一八一八年（文政元）秋のこと、細見村は長砂・鳥居両村に対し、村方困窮のため志谷山は売地にしたので、両村の入り会いは解消してほしいと申し入れた。売地とは、当時生えていた木を薪として誰かに刈り取らせる権利を売るというのであっただろう。驚いた長砂村では、さっそく酒を土産に使いを細見村庄屋十左衛門宅へ送り、その撤回を求めた。

第5章 近世の出石

に渡った所あたりから鳥居橋にかけての山際にあった。この溝手料として、長砂村は年に米一斗二升ずつを細見村から受け取っていた。しかし一七八七年（天明七）に細見村がこのことを問題にし、半分の六升とするよう申し入れて長砂村も了承した。次いで一八〇二年（享和二）、長砂村が志谷山に牛を放牧するようになったことをきっかけに、細見村は再び溝手料を問題にし、これを無料とするなら志谷山への放牧に異議を唱えまいと提案した。

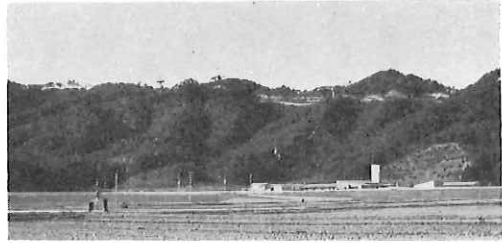


写真 273 志 谷 山（細見区）

長砂村は水上村とともに入会山が少ない村であった。そこで居村からかなり離れた所にある上村に両村は入会地を求め、薪を刈り取っていたことについては前に述べた。このため長砂村にとっては、隣村細見村に入会山があることは大変恩恵であった。長砂村は志谷山から薪や萱を刈り出すとともに、当時村に五頭ほどいた牛の放牧地としても利用していたのである。けれども使用料としての山手料は納めていなかったようである。細見村はこのことが不満であったらしい。

一方、長砂村としては、山手料は納めていたつもりでいた。それは細見村田地からの排水を流し出す溝の溝手料を免除することによってである。この溝は現在の長砂橋を菅谷側



写真 274 長砂橋山沿いの溝

このときも長砂村は細見村の要求を容れた。このいきさつによって、長砂村は溝手数料一斗二升分が志谷山への山手料と理解していたのである。

しかし細見村としては、これでは不満であったのだろう。そして前に述べたような理由をもって鳥居・長砂両村へ申し入れたのである。だから容易に撤回の要請を受け付けようとはしない。長砂村は鳥居村とも同調して交渉に当たったが、解決しなかった。この上は訴訟にもち込むほかないと判断し鳥居村へもちかけたが、鳥居村はまだ交渉の余地があるとして同意せず、結局進展しないままに月日は過ぎた。やむなく長砂村は一八一九年（文政二）十一月、単独で藩役所へ訴え出た。

このころ細見村は、志谷山については荒木村との間にも紛議を生じていたもようである。一八二〇年二月になって、藩はその件をもくろめて内済（示談のこと）を図るようにとあつせんし、内済取扱人（仲裁者のこと）に、片間村庄屋六兵衛と福居村庄屋甚四郎を指名した。兩名は、まず細見村対荒木村の紛議を調停した後、長砂村の訴えを取り上げる旨通告してきた。この兩名は下郷の人である。細見村・鳥居村も下郷に属する。ひとり長砂村だけが町分に属していたので、同村は内済人に町分の人も加えられることを希望し、二月二七日に町分組頭又市が指名された。そして二月二九日、出石町宿において、三人の仲裁人を軸に二日間協議を重ねた末、三日めの夜一・二時ごろやっと内済が図られた。

最終裁定案は、山手料は米一石とし、うち五斗五升を鳥居村が、四斗五升を長砂村が負担する。この案に不満の村があっても変更は許さない、というのであった。三か村代表はそれぞれ村へ持ち帰って村民へ同意を求めた。そして翌三月一日早朝に出石に集まり仮調印を済ませる。本調印は三月一日であった。その後

間もなく、この時の裁定が破談となり、またまた内済人が入って調停した。「村方一統不承知ながら事済み仕り候」となったのは同年六月のことであった。しかし、内容について「委細の儀は添状に印し置き候」とあるが、その添状が残っていないので詳細なことは分からない。

この件に関しては、長砂村に残っている「志谷山内済口記帳」（長砂区有文書）に基づいて記述したので、表現がどうしても長砂村中心になったことを断っておく。



写真 275 「志谷山内済口記帳」
(長砂区蔵)

第三節 近世出石の文化

1 宗 教

沢庵和尚の 近世の名僧中、大衆に最も敬愛される偉大な禅僧沢庵和尚は、一五七三年(天正元)一二月朔、生いたち 日出石城下に生まれた。山名氏の此隅山城が有子山に移城する前年である。姓は平氏、三浦

介義明の子孫で中世に関東から但馬に移り住み、累代山名氏に仕えて秋庭氏を称した。父は山名祐豊の家臣秋庭能登守綱典(法名雲峯以閑居士・一六〇六年一月一日没)、母は枚田氏の出で(法名淨徹妙清大師・一六〇七年四月一三日没)、兄があり半兵衛真典といった(沢庵の「中興和尚法度」中に俗兄半兵衛とあり、正保二年編の「旅枕」の序にも兄の秋庭氏半兵衛殿へつかわされたものを写すとある。一六〇七年に父母の碑を宗鏡寺塔頭勝福寺内に建て、一六三四年には先祖の開基した出石如来堂を再興している)。

茶人武野紹鷗の孫、武野宗朝の撰した『東海和尚紀年録』によれば、「和尚は、天正元年癸酉一二月朔日但州出石邑に生まれた。占者が見て、この児が道に志せば必ず大成すると。そこで父母は出家を考え、和尚が七歳の時父が和尚をつれて宗鏡禅寺に行き、正受院の周嶽西堂に謁して、一〇歳になれば必ず老師につい